

今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第102回 新型コロナウイルス対策としての緊急事態宣言と 人権制限の危険

憲法問題対策センター副委員長 平 裕介 (61期)

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の 一部を改正する法律案の成立

2020年3月13日、新型コロナウイルスを新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「改正前特措法」という）の対象に加える改正法（以下「改正法」という）が成立し、翌14日に施行された。その結果、ウイルス蔓延時などに首相が「緊急事態宣言」を出すと、市民の権利利益が制限される事態が生ずることになる。同月11日の審議開始からわずか3日間で成立した改正法は、新型コロナウイルスを対象とするだけの改正であり、ほかの規定を変えるものではない（2020年3月14日朝日新聞朝刊1面等参照）。

2 改正前特措法に関する日弁連会長声明 と緊急事態条項等の問題点

このたびの改正法は、新型コロナウイルスを対象とするだけのものでほかの規定は改正前特措法と同じであるから、改正法の問題点を検討するにあたっては、改正前特措法が成立した頃の資料が参考になる。

日弁連は、改正前特措法の法案成立前の2012年3月2日、同月22日、改正前特措法成立後・同法施行令の概要発表後の2013年3月22日に、それぞれ会長声明を出した。このうち2012年3月22日の会長声明では、改正前特措法の法案の憲法上の問題点、すなわち検疫のための病院・宿泊施設等の強制使用（29条5項）、臨時医療施設開設のための土地の強制使用（49条2項）、特定物資の収用・保管命令（55条2項・3項）、医療関係者に対する指示（31条3項）、指定公共機関に対する総合調整に基づく措置の実施の指示（33条1項）、多数の者が利用する施設の使用制限等の指示（45条3項）などの強制力や強い拘束力を伴う広汎な人権制限条項が定

められていることなどが指摘されている。

これらの憲法上の問題点の指摘は、今日の改正法の解釈適用・運用にあたっても考慮されるべきである。特に、改正法45条は、感染防止のため外出自粛等の協力を「要請」等する旨の規定ではあるが、「知事は（中略）国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるとき」（同条2項）という解釈適用に幅がある要件を定めたものであり、また、広範な施設に適用可能なものとなっている（同項）。そのため、集会の自由（憲法21条1項）の制限を伴う措置となる危険性が高く、政府の違法・不当な政策や措置等に対し集会で抗議することができなくなるおそれもある（2020年3月14日東京新聞朝刊7面、海渡雄一弁護士（元日弁連事務総長）インタビュー記事等参照）。特に新型コロナウイルスの蔓延期には、実際には訴訟等を起こすこと自体が難しいため、実質的にみて立憲主義・法の支配が無視・軽視される事態が生じることになる。

また、緊急事態宣言に際して本来は事前の国会承認という慎重な手続が履践されるべきであるが、法的拘束力のない付帯決議として、国会への事前報告（例外あり）が採択されたにすぎず、改正法についての民主的・手続的な歯止めも不十分である。

3 弁護士の使命と憲法に関する情報発信

弁護士は、その使命である基本的人権の擁護・社会正義の実現（弁護士法1条）のため、改正法の解釈適用（運用）に関する憲法上の問題点につき、今後、より積極的な情報発信をすべきであろう。当センターでも日々活発な議論がなされているが、この議論の内容等をいかに効果的に発信していくのが喫緊の課題であるように思われる。